

労働基準法の内容は？

労働基準法は、第1章の総則に始まり、第13章の罰則までの構成です。

第1章(総則)

第1章は、第1条より第12条までです。(第8条は削除)

第1条より第7条までの内容は、労働基準法は、労働者が人間らしい生活をするための最低基準を定めたものです。

労働条件については労使対等の立場で決定しなければならず、労働条件の差別的扱いは禁止され、同じ仕事をするのに、女性だから、国籍が違うから、信条が違うからといって賃金、労働条件等の差別をしてはいけません。又、強制労働、賃金のピンハネ等をしてはいけない事を法律で定めています。

(第9条)労働者とは、職業の種類を問わず、労働基準法の適用する事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

(第10条)使用者とは、事業主又は事業の経営担当者、労働者に対する監督上の権限を持っている者等、事業主のために行為をする全ての者をいう。

(第11条)賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に対して支払うすべてのものをいう。

以上が、第1章の総則です。労働基準法の基本的なところです。(語句の説明等)

第2章(労働契約)

第2章は、第13条より第23条までです。

第2章は、事業主と労働者の間で定める労働条件です。この労働条件が労働基準法の基準に達しない場合は、その部分の労働契約は無効となり、無効となった部分は、労働基準法で定める基準により実行されます。

この第2章は、労働者の権利を守るためでも、とても大切な部分になります。知らないと損をする事になります。機会がありましたら全ての条文を読んでみましょう。

この労働契約に違反をした場合は、事業主に対し罰則の適用があります。